

## 郵便入札について

三島市財政経営部財政課

### 1 郵便入札とは

郵便入札とは、従来の入札参加者が入札会場に足を運んで入札書を提出する方法と異なり、あらかじめ指定された日時までに、郵便により入札書を提出する方法により行う入札をいいます。

### 2 対象案件

郵便入札の対象となるのは、三島市が行う工事及び業務委託等の一般競争入札及び指名競争入札のうち、電子入札により行うものを除き、原則としてすべての入札案件となります。

※「事前提出方式」にて行われる指名競争入札は、「郵便入札」ではありません。

### 3 入札書の送付方法等

① 次のアからエの送付方法によらない入札書は、無効となりますので十分にご注意ください。

ア 封筒を用意し、入札書を封印します。(入札条件として積算内訳書の提出が定められている場合は、積算内訳書も同封します。)

イ 封筒には「入札番号、工事（委託）名、工事（委託）場所、入札者住所・商号・代表者氏名」を記載し、表面に「提出期限 ○年○月○日」「入札書（及び積算内訳書）在中」と朱書きします。（3ページ目に記載例）

ウ 封筒を、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、三島郵便局留で郵送してください。

エ 1通の封筒に2枚以上の入札書を入れないでください。

② 郵送するにあたっては、郵便事情を十分考慮し、提出期限までに到達するよう余裕を持って発送してください。

③ 入札書の日付は、開札日を記載してください。

### 4 入札書の提出期限

① 入札書の提出期限は、一般競争入札の場合は公告に、指名競争入札の場合は指名通知に、それぞれ記載します。原則として、入札執行日（開札日）の2日前（土・日・休日を除く）が、入札書提出期限となります。

② 入札書は、提出期限の日の24時までに三島郵便局に到達しなければならないものとし、期限を過ぎて到達した入札書等は、受付しないものとします。

## 5 開札について

入札書の開札は、一般競争入札の告示又は指名競争入札の指名通知に記載された入札執行日時に、入札執行場所において行います。

なお、入札参加者は、希望があれば入札に立ち会うことができます。

## 6 くじによる落札者決定について

落札となるべき同額の入札者が2人以上あるときは、地方自治法施行令の規定により、くじ引きで落札者を決定します。

なお、くじ引きの対象となる入札者（以下「対象者」という。）が当該入札に立ち会っていない場合は、当該入札事務に関係のない市の職員が、代わりにくじを引くものとします。

## 7 入札結果について

入札結果は、入札の翌日に三島市ホームページに掲載します。

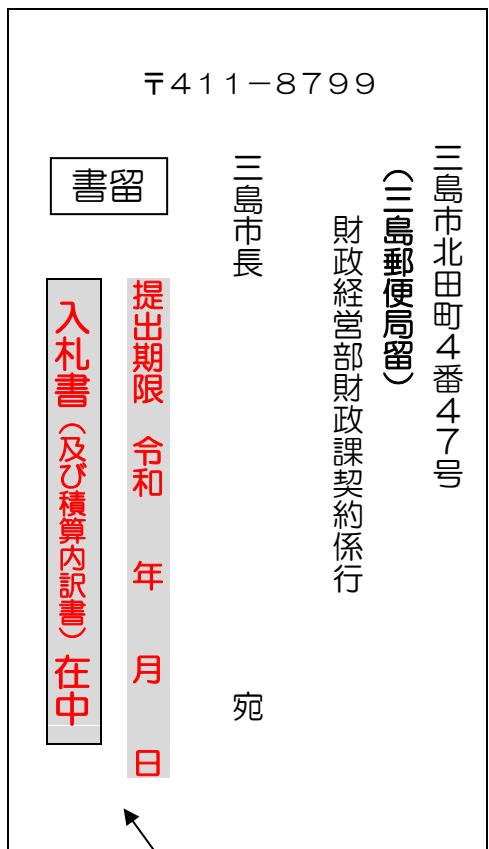
ただし、落札者には、入札終了後速やかに、電話又はファックスにより入札結果を連絡し、契約締結に必要な事項を指示します。

## 8 その他注意事項

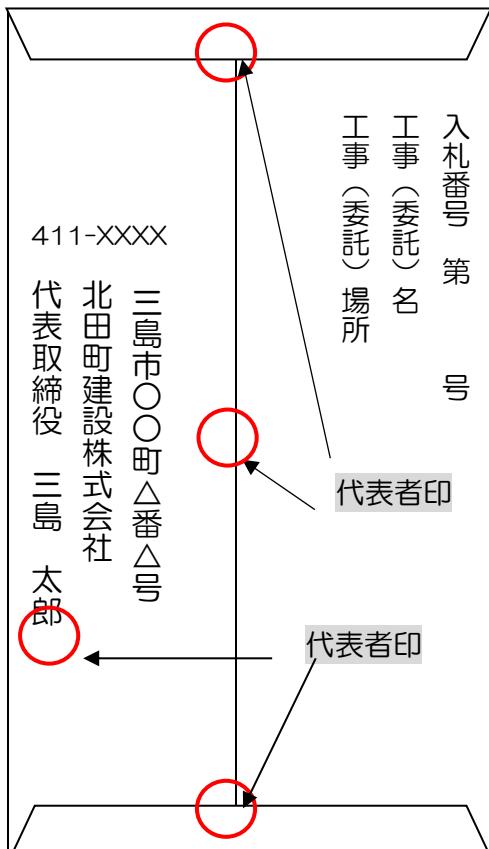
- ① 一度提出した入札書は、引換え・変更・取消しをすることができませんので、郵送する前に十分確認してください。
- ② 次のいずれかに該当する場合は、入札書は無効となり、入札に参加できません。
  - ア 入札書提出期限までに、入札書が到達しないとき。
  - イ 上記①に定める入札書送付方法によらずに入札書が送付されたとき。
  - ウ 入札心得に規定する入札の無効となる事項（三島市建設工事競争入札心得第12条）に該当するとき。

【入札書封筒記載例】

おもて



うら（例1）



うら（例2）

